

建設関係団体の長 殿

厚生労働省北海道労働局長
(公 印 省 略)

「建設工事着工期労働災害防止運動」の実施について

日頃より、労働行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

日頃より、労働行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業における令和 7 年の労働災害発生状況は、令和 8 年 1 月未現在の速報値をみると、死亡者数は 15 人と前年同期に比べ 2 人減少し、死傷者数についても 765 人と前年同期に比べ 66 人減少しています。

死亡者数及び死傷者数はともに減少しているものの、死亡者数は全業種の中で最も人数が多く、死亡災害の撲滅に向けた更なる取組が必要です。

また、北海道における建設業の労働災害は 4 月から増加し始め、7 月以降は上半期の水準には戻らない傾向があります。

労働災害防止対策の徹底を図るためには、建設工事現場が動き出す着工期に、安全衛生管理体制の再確認及び安全衛生教育等を実施し、事業場全体に安全意識を定着させることが重要となります。

このため、本年も、別添の実施要綱に基づいて、『『着工期』こそ、安全対策の「質」を決める時期』をスローガンに、「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開します。

つきましては、同運動の趣旨を御理解いただき、傘下会員事業場への積極的な周知について特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

※「リーフレット」及び「実施要項」は北海道労働局のホームページからダウンロード出来ます。

【掲載場所】 ホーム>労働条件・職場の安全衛生>職場の災害防止対策
>建設業の労働災害防止対策等について

【担当者】 北海道労働局労働基準部安全課
主任地方産業安全専門官
電話(代) 011-709-2311 内線 3553

「建設工事着工期労働災害防止運動」実施要綱

(運動期間 令和5年4月1日～6月30日)

厚生労働省北海道労働局

建設業における令和4年の労働災害発生状況は、令和5年1月末現在の速報値をみると死亡者数は、前年同期に比べ3人(15.0%)増加して23人となっています。また、死傷者数についても前年同期に比べ36人(3.9%)増加して964人となっています。

死亡災害における「事故の型」をみると、「墜落、転落」が10人と最も多く、死亡者数の半数に迫る状況となっています。

このような状況の下、労働災害の防止を図るためには建設工事現場が動き出す着工期に安全衛生管理体制の再確認や安全意識の定着を図ることが重要です。

このため、「『着工期』こそ、安全対策の「質」を決める時期」をスローガンに、「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開します。

今年度は第14次労働災害防止計画(5か年計画)の初年度であり、墜落・転落災害の防止の取り組みに重点を置き、元方事業者を含めた墜落・転落災害の防止のためのリスクアセスメントの確実な導入を図ります。

併せて、現場入場者の高年齢化に対し、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。)に基づく、職場環境の改善の取組についても推進します。

また、5月25日から5月31日までを「建設安全週間」と定め、各事業場の自主的な労働災害防止活動の活性化を図ることとします。

1 運動期間

令和5年4月1日～6月30日

2 主唱者

厚生労働省北海道労働局・各労働基準監督署(支署)

3 協賛者

建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会北海道支部、一般社団法人プレハブ建築協会北海道支部、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部、建設工事発注者連絡協議会

4 実施者

建設業関係各事業場(工事現場)

5 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 建設工事発注者連絡協議会を開催し、各発注機関に対し協力を依頼する。
- (2) 「建設工事着工期労働災害防止運動」リーフレット及びシールの配布による周知・広報を行う。
- (3) 地域の事業者団体等が主催する労働災害防止大会等に協力する。
- (4) 「建設安全週間」の行事の一環として、総合工事業の元請企業の経営首脳者を対象としてトップセミナーを開催する。

- (5) 安全衛生教育(以下「教育」という。)の充実を図るための支援を行う。
- (6) 全道 17 の労働基準監督署(支署)による監督指導、個別指導、集団指導を実施する。

6 実施者(建設業関係各事業場(工事現場))の実施事項

(1) 重点実施事項

ア 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの取組

イ 現場管理を行う事業者における教育の実施

(ア) 元方事業者が実施すべき事項

工事現場担当職員に対する教育(現場管理、作業計画、リスクアセスメント(以下「RA」という。)のたて方、関係請負人に対する教育援助の方法等)の実施

(イ) 工事現場担当職員が実施すべき事項

関係請負人に対する教育及び指導援助(作業計画、RAのたて方、KYT、TBMの方法等)

(ウ) 直接工事を請負う事業者

自ら雇用する作業員に対する教育(就業制限業務、高所作業における措置、はしご等の正しい用具の使い方)の実施

(エ) 外国人労働者に対する事項

母国語による安全衛生教材を使用した教育の実施

ウ 経営首脳者による安全パトロールの実施

エ 現場における元方事業者による以下の統括安全衛生管理の徹底

(ア) 協議組織の設置・運営及び関係請負人の参加

(イ) 作業間の連絡・調整の確実な実施

(ウ) 作業場所の巡視の確実な実施

(エ) RA・KYT・TBM等の安全活動の実施

(オ) 工程計画及び機械・設備の配置計画の策定及び関係請負人が策定する作業計画への指導

オ 職長、作業主任者による安全衛生管理活動の促進

カ 運動期間中、特に、工事開始時期及びその後一定期間ごと並びに「建設安全週間」に、店社による安全パトロール、現場責任者による巡視・安全点検等の集中的な実施

キ 安全大会の実施、「建設工事着工期労働災害防止運動」シールの保護帽への貼付などによる作業員の安全意識の向上

ク 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく、職場環境の改善の取組

ケ 転倒災害防止対策の取組

(2) 安全パトロール等の安全活動時における確認事項

ア 墜落・転落災害防止対策

(ア) 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの確実な実施

(イ) 開口部の養生、危険箇所の表示

(ウ) 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置

(エ) 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用

(オ) 防網の設置、墜落制止用器具取付設備の設置

(カ) フルハーネス型墜落制止用器具の確実な使用

(キ) はしご等の使用時における安全ブロック等を使用した墜落防止措置の徹底

(ク) 作業主任者の選任、職務の励行

イ 重機災害防止対策

(ア) 車両系建設機械

- a 作業計画の策定(種類及び能力、運行経路、作業方法)
- b 立入禁止区域の明確化
 - c 誘導者の配置による転落・接触防止
 - d b 及び c に加え、自動警報機能や自動停止機能を利用した有効な立入禁止措置の導入
 - e 主たる用途以外の使用制限
 - f 特定自主検査を含む定期自主検査の実施
- (イ) 移動式クレーン
 - a 作業計画の策定(作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統)
 - b 過負荷の制限
 - c アウトリガーの最大張出
 - d 適正な玉掛用具の使用
 - e 安全装置の有効使用
 - f 性能検査・定期自主検査の実施
- ウ 崩壊・倒壊災害防止対策
 - (ア) 土砂崩壊
 - a 安定勾配の確保又は土止支保工の設置
 - b 作業開始前の地山の点検
 - c 作業主任者の選任、職務の励行
 - d 作業手順に基づく安全作業
 - e 現場責任者による巡視・点検の励行
 - f 構築物・仮設物の倒壊
- エ 交通労働災害防止対策
 - (ア) 路面状況にあった安全な速度での走行
 - (イ) 工事現場における第三者車両からの危害防止措置
 - a 第三者車両に対する注意喚起標識を工事個所との間に十分な距離を確保するとともに複数箇所への設置
 - b 交通誘導者の配置
 - c 作業員及び交通誘導者の安全確保に十分なバリケードの設置
 - (ウ) 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
 - a 安全管理体制の確立
 - b 適正な労働時間等の管理及び走行管理
 - c 交通安全教育及び運転者認定制度の活用
 - d 健康管理
 - e 交通安全意識の高揚等
 - (エ) 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転等の教育に活用
 - (オ) 運転者の負担軽減等の過労運転の防止対策
- オ 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく、職場環境の改善の取組
- カ 転倒災害防止対策の取組
- キ 外国人労働者に対する母国語による安全衛生教材を使用した教育の実施

建設工事着工期労働災害防止運動実施要綱 (抜粋)

(運動期間 令和5年4月1日～6月30日)

厚生労働省北海道労働局

建設業における令和4年度の労働災害発生状況は、令和5年1月末現在の速報値をみると死亡者数は、前年同期に比べ3人(15.0%)増加して23人となっています。また、死傷者数についても前年同期に比べ36人(3.9%)増加して、964人となっています。死亡災害における「事故の型」をみると、「墜落・転落」が10人と最も多く、死亡者数の半数に迫る状況となっています。

このような状況の下、労働災害の防止を図るためには建設工事現場が動き出す着工期に安全衛生管理体制の再確認や安全意識の定着を図ることが重要です。このため、「着工期」こそ、安全対策の「質」を決める時期をスローガンに、「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開します。

今年度は第14次労働災害防止計画(5か年計画)の初年度であり、墜落・転落災害の防止の取り組みに重点を置き、元方事業者を含めた墜落・転落災害の防止のためのリスクアセスメントの確実な導入を図ります。併せて、現場入場者の高齢化に対し、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。)に基づき、職場環境の改善の取組についても推進します。

また、5月25日から5月31日までを「建設安全週間」と定め、各事業場の自主的な労働災害防止活動の活性化を図ることとします。

- 1 運動期間：令和5年4月1日～6月30日
- 2 主催者：厚生労働省北海道労働局・各労働基準監督署(支署)
- 3 協賛者：建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人北海道建設業協会札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会北海道支部、一般社団法人フレハブ建築協会北海道支部、公益社団法人建設労働安全技術協会北海道支部、建設工事発注者連絡協議会
- 4 実施者：建設業関係各事業場(工事現場)

- (1) 重点実施事項
ア 労働災害の防止に関するリスクアセスメントの取組
イ 現場管理を行う事業者における教育の実施
ロ 元方事業者が実施すべき事項
リ スコアアセスメントに対する教育(現場管理、作業計画、作業計画担当者に対する教育援助の方法等)の実施
ハ 工事現場担当職員が実施すべき事項
ニ 関係者(元方事業者に対する教育及び指導援助(作業計画、RA)の作成、KYT、TBMの方法等)の徹底
ホ 直接仕事を請負う事業者
ヘ 自ら雇用する作業員に対する教育(就業制限業務、高所作業における措置、はしご等の正しい用具の使い方)の実施
コ 外国人労働者に対する事項
ク 母国語による安全ハットロールの実施
ケ 経営者(元方事業者)による安全ハットロールの実施
ク 現場における元方事業者による以下の統括安全衛生管理の徹底
(ア) 協議組織の設置・運営及び関係者(元方事業者)の参加
(イ) 作業員の連絡・調整の確実な実施
(ロ) 作業場所の巡回の確実な実施
(ハ) RA・KYT・TBM等の安全活動の実施
(ニ) 工程計画及び機械・設備の配置計画の策定及び関係者(元方事業者)が策定する作業計画への指導
(ホ) 職長、作業主任者による安全衛生管理活動の促進
(ヘ) 運動期間中、特に工事開始時期及びその後一定期間ごと現場に「建設安全週間」安全点検等の集中的な実施
(コ) 現場責任者による巡回・安全点検等の集中的な実施
キ 安全大会の実施 「建設工事着工期労働災害防止運動」シールの取組
ク 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、職場環境の改善の取組
ケ 転倒災害防止対策の取組
ク 安全ハットロール等の安全活動時における確認事項
ア 墜落・転落災害防止対策
(ア) 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの確実な実施
(イ) 開口部の養生、危険箇所の表示
(ロ) 作業床の設置、手すり及びひざさん等の設置
(ハ) 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
(ニ) 防網の設置、墜落制止用具取付設備の設置

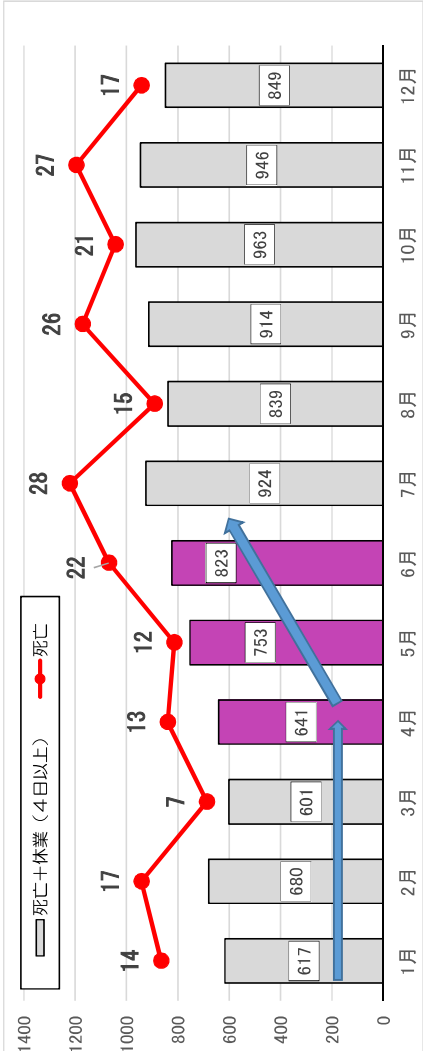
建設工事着工期労働災害防止運動

～「着工期」こそ、安全対策の「質」を決める時期～

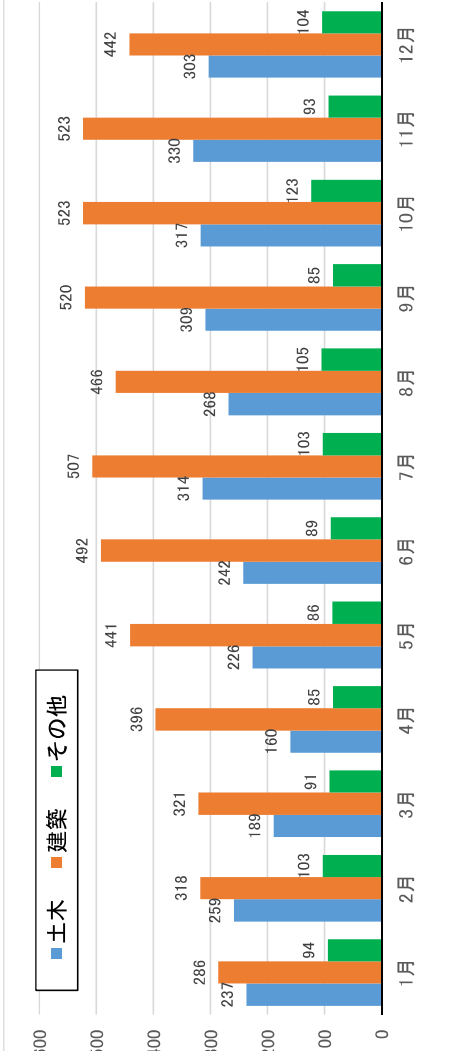
STOP!労働災害

運動期間：令和5年4月1日～6月30日

建設業の月別労働災害発生件数の推移 過去10年(平成24年～令和3年)の各月計



業種別・月別労働災害発生件数の推移推移 過去10年(平成24年～令和3年)の各月計



- 建設工事現場が動き出す4月～6月の「着工期」こそ、安全対策の「質」を決める時期です。
- 安全衛生教育の充実、安全衛生管理体制の再確認及び安全意識の定着を最重要点として「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開します。
- 特に、5月25日から5月31日までを「建設安全週間」と定め、各事業場の自主的な労働災害防止活動の一層の促進を図ることとします。

「リーフレット」及び「実施要綱」全文は、北海道労働局のホームページ内のホーム>各種法令・制度・手続>安全衛生関係>安全関係>労働災害防止について>建設業の労働災害防止についてに掲載しますので、活用してください。(R5.3)

建設工事着工期労働災害防止運動



STOP！労働災害

運動期間

令和5年4月1日～6月30日

第14次労働災害防止計画の建設業の重点取組事項

- ▶ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの取組
- ▶ 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく、職場環境の改善の取組
- ▶ 転倒災害防止対策の取組
- ▶ 外国人労働者に対する母国語による安全衛生教材を使用した教育の実施



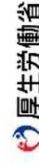
建設工事現場に入場する方は、保護帽に着工期運動のシールを貼り、全員参加で運動の機運を醸成させましょう。

《実施要綱に基づく重点取組事項》

- 各種安全衛生教育を確実に実施しましょう（店社、現場、協力会社としてRA・KYT・TBM等）。
- 新規入場、配置替、能力向上教育等を確実に実施しましょう。
- 移動式クレーンや車両系建設機械等は、リスクアセスメントの評価に基づく作業計画を作成しましょう。
- 職長・作業主任者による適切な作業指揮を実施しましょう。
- 屋根、足場、はしご等からの墜落・転落災害防止措置を確実に行いましょう。
- 高所作業時に、フルハーネス型墜落制止用器具を使用しましょう。
- 通勤経路の交通ヒヤリマップの作成や、送迎運転者に対する業務の負担軽減に配慮しましょう。



北海道労働局ホームページ
「建設工事着工期労働災害防止運動」



北海道労働局

労働基準監督署（支署）

[工事事務所などに掲示しましょう]

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

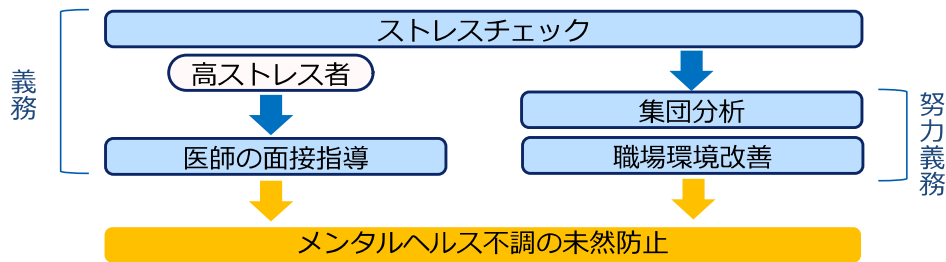
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】

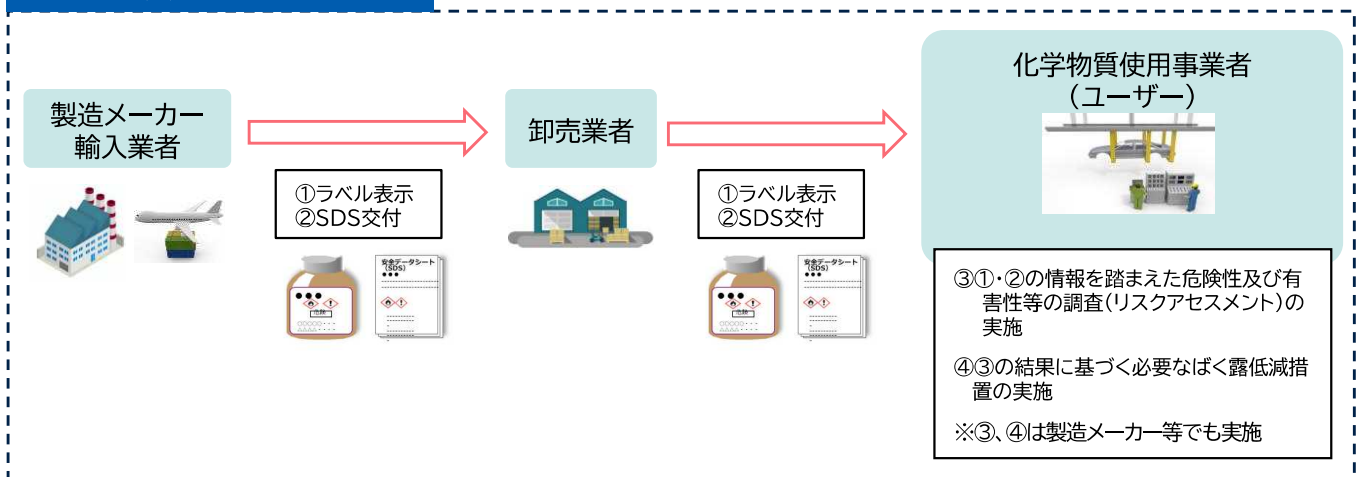


3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1)危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等:当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3) 個人ばく露測定の精度担保

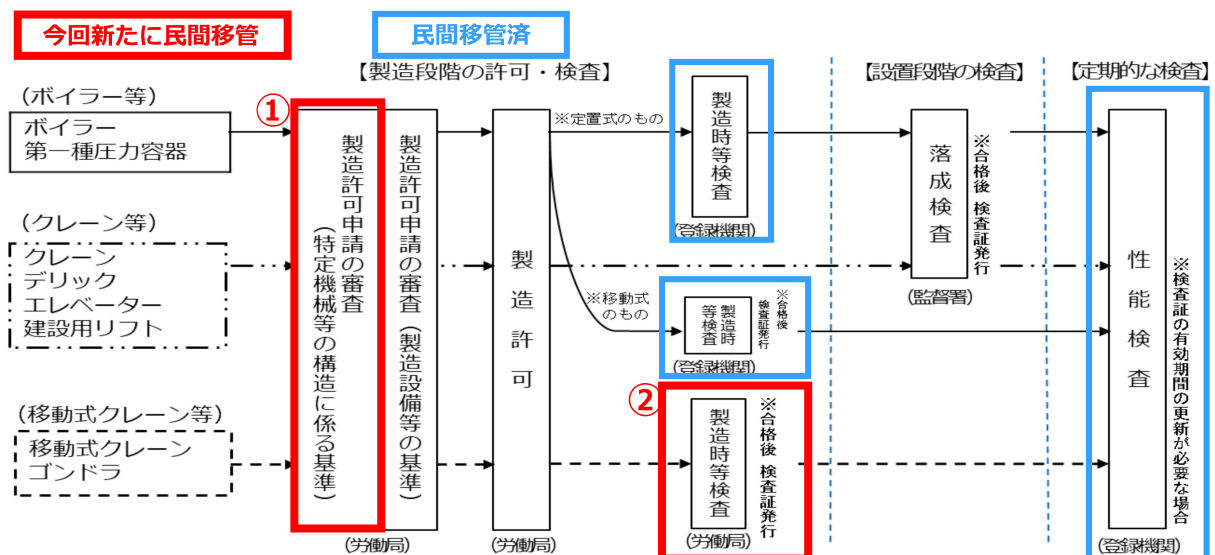
危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

4 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/index.html

